盤整備機構、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人統計センター、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人土木研究所、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本貿易保険、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構、独立行政法人農業環境技術研究所、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人農業生物資源研究所、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人北方領土問題対策協会、独立行政法人水資源機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働安全衛生総合研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人労働政策研究・研修機構及び年金積立金管理運用独立行政法人

二　日本私立学校振興・共済事業団

三　沖縄振興開発金融公庫

四　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

五　日本中央競馬会及び日本年金機構

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（国立大学法人法施行令の一部改正）

2　国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項の表国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第一条、第二条第二項及び第三項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）、第六条、第八条から第十条まで、第十二条並びに第十三条並びに附則第三項及び第四項の項の次に次のように加える。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第一条、第二条第五項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第八条並びに第十条	同法第二条第五項の政令で定める独立行政法人

（総合法律支援法施行令の一部改正）

3　総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）第一条、第二条第五項、第三条、第五条第一項及び第二項、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）、第六条第一項、第三項及び第四項、第七条、第八条並びに第十条　同法第二条第五項の政令で定める独立行政法人

法務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第六号

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）第一条の二第一項及び第三項の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月三十日

厚生労働大臣　田村　憲久

予防接種法施行規則の一部を改正する省令

予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「本文」の下に「及び第三項」を加え、同条第五号中「急性灰白髄炎、」を削る。

第二条の三を第二条の六とし、第二条の二の次に次の三条を加える。

第二条の三　令第一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一　重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

二　白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

三　その他のこれらに準ずると認められるもの

第二条の四　令第一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。

一　前条に規定する疾病にかかつたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種（法第七条の二第一項に規定する定期の予防接種をいう。以下同じ。）を受けることができなかつた場合に限る。）

二　臓器の移植術（臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第一条に規定する移植術をいう。）を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（これによりやむを得ず定期の予防接種を受けることができなかつた場合に限る。）

三　前二号に掲げるもののほか、医学的知見に基づきこれらに準ずると認められるもの

第二条の五　令第一条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める特定疾病は、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び結核とし、同項に規定する厚生労働省令で定める年齢は、次の表の上欄に掲げる特定疾病ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

特定疾病	年齢
ジフテリア 百日せき	十五歳（予防接種法実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）第九条及び第十条の規定により沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（以下この表において「四種混合ワクチン」という。）を使用する場合に限る。） 十五歳（予防接種法実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
急性灰白髄炎 破傷風	十五歳（予防接種法実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。） 十五歳（予防接種法実施規則第九条及び第十条の規定により四種混合ワクチンを使用する場合に限る。）
結核	四歳

附　則

この省令は、公布の日から施行する。